

予防計画及び健康危機対処計画の策定について

1 背景

昨年 12 月の感染症法等の改正及び今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、次の感染症危機に備えた平時からの備えを確実に推進し、保健所体制の整備等を計画的に進めるため、新たに保健所設置市において予防計画を策定することが義務づけられたことから、同計画を今年度内に策定する。

また、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、今年度内に策定する予防計画との整合性を確保しながら、健康危機対処計画を今年度内に策定する。

2 策定する計画について

(1) 予防計画

① 概要

- ・新型コロナウイルス感染症へのこれまでの対応を踏まえ、昨年 12 月に成立した改正感染症法により、保健所設置市においても国の基本指針及び県の予防計画に即して、予防計画を定めることとされた。
- ・策定に際しては、県が設置する「連携協議会（以下「県連携協議会」）」で協議しなければならない。

② 市予防計画に記載が求められる主な項目

- ・地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
- ・病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- ・感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- ・医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数
- ・保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能な IHEAT 要員の確保数
- ・外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- ・感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- ・感染症の予防に関する保健所の体制確保に関する事項
- ・緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療提供体制のための施策に関する事項

(2) 健康危機対処計画

① 概要

- ・予防計画と対応し、平時の健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計

画の実行性を担保するため策定

②主な項目

- ・ 平時の準備体制
(組織及び業務体制(対策本部設置等)、人材育成、関係機関調整、情報管理(リスコミ含む)等)
- ・ 発生時対応(対応体制、情報収集管理、関係機関連携、原因究明、保健医療体制の確保及び提供(健康観察含む)等)
- ・ 発生後対応(事後評価)等
※「保健所における健康危機対処計画(感染症編)策定ガイドライン本文及び事例集(令和5年6月29日付け)に基づき作成

3 これまでの経緯及び今後の予定

日 付	内 容
令和5年5月18日	県が設置する「連携協議会」へ構成員として加入。全体会議開催
令和5年5月31日 ～10月	県連携協議会 計画部会1～3 全8回開催
令和5年8月9日	<u>八戸市地域保健医療対策協議会にて、予防計画及び健康危機対処計画策定の概要について説明</u>
令和5年10月27日	県連携協議会全体会議開催 青森県の一部見直し後の予防計画素案及び市予防計画策定に係る進め方について協議
令和5年12月	市予防計画素案を策定し、 <u>八戸市地域保健医療対策協議会委員、庁内関係課、3病院(市民病院、日赤、労災)、八戸市医師会に意見照会</u>
令和6年1月	市予防計画案策定 市議会民生環境協議会へ報告
令和6年2月	予防計画策定に係るパブリックコメントの実施
令和6年3月	県連携協議会で市予防計画案協議(県の予防計画含む) 市議会民生環境協議会へ報告 <u>八戸市地域保健医療対策協議会(予防計画及び健康危機対処計画の策定)へ報告</u>